平成２４年（フ）第２２号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1161番地１
マンションモダン401
債務者　泉　　裕子（旧姓新城）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３号
岐阜市清本町２丁目１番地
債務者　安藤　茂則
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８２８号
熊本市八景水谷３丁目５番21号
債務者　永山　佳裕
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第４２号
熊本市龍田３丁目21番１号
債務者　田上　広美
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２３４号
福島県郡山市熱海町高玉字南梨子平89番地、住民票上の住所福島県郡山市大槻町字南八耕地19番地の２　KM406号
債務者　渡邊　年幸（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第５号
福島県郡山市島２丁目27番24号
債務者　森岡加代子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
長野県諏訪市湖岸通り５丁目18番23号
債務者　望月　末子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第７号
岐阜県高山市一之宮町4991番地１
債務者　青木　恭子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
名古屋市港区津金２丁目５番28号　ベルメゾン伊藤１－Ｂ号
債務者　佐野　真也
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４号
大津市大萱１丁目３番26―701号、前住所滋賀県甲賀市信楽町長野516番地
債務者　直村亜寿香
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６号
滋賀県草津市東矢倉１丁目２番11号　アセンブル207号室、前住所滋賀県草津市追分町410番地１
債務者　西田　博之
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０号
滋賀県野洲市吉地1143番地　市営住宅吉地団地232号
債務者　川端とし子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３号
大津市栄町19番７号、前住所大津市野郷原１丁目10番２－Ｂ306号
債務者　土山　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４０９号
神戸市垂水区青山台５丁目６番４－432号、申立時の住所神戸市垂水区塩屋台３丁目10番１－501号
債務者　宮崎　謙二
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住10―10
債務者　小坂　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久675番地　パシフィック武雄101号
債務者　松尾亜矢子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１５号
佐賀県伊万里市二里町大里乙1710番地
債務者　西野　清子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部